入間市
猫の飼育ガイドライン

人と動物が共にくらせるまちに

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
１　猫の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　猫の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
３　猫の適正な飼育・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
４　人獣共通感染症・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
５　地域猫活動（野良猫から地域猫へ）・・　Ｐ４
６　緊急・災害時対策・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
困ったときの連絡先・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
巻末資料　動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）・・Ｐ７

はじめに

「人と動物が共に暮らせるまちに」

身近な愛玩動物である犬と猫。近年、猫が原因となるトラブルが多く発生しています。犬は、捕獲、登録等の法的規制があり殺処分数は年々減少していますが、猫には法的な規制がないため根本的な解決策が無く、殺処分件数もいまだに多い状況です。このガイドラインは、正しい飼い方、接し方、守るべきルールを明確にし、適切な飼育や動物愛護への理解を普及し人と動物が共生できるまちづくりを進めることを目的としています。猫が好きな人も嫌いな人も、猫の問題に関心が無かった人も含め、その地域で暮らす方々が、猫により起こされている問題を自分たちが住むまちの問題として考えていただくとともに、地域におけるコミュニケーション活性化の一助になることを願い、いるまねこの会にご協力いただき作成しました。

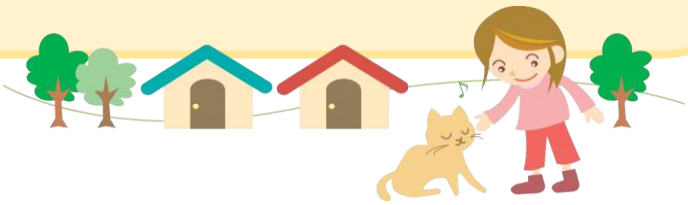

1 猫の定義

飼い猫　飼い主が明確であり、飼い主からエサをもらい管理されている猫。

飼い主のいない猫

野良猫　特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫。

地域猫　特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールの下で適正に管理されている猫。

子猫を拾ってきたら？

- ❖ 飼うには愛情と責任を持ち、一生面倒をみることが必要です。
- ❖ 家で飼えない場合は、他の飼い主さんを探しましょう。
  知り合いに声をかけたり、ポスターを貼ったり、インターネットで探すなど、たくさんの方法があります。

親猫がいる場合は無理に捕獲せず、時期を待って親子共々不妊去勢手術をするという選択もあります。

2 猫の特性

年齢　人に換算するとおおよそ１年で 20 才になり、その後１年で４才ずつ年を取ると考えられています。

成長

生後１～２ヶ月	授乳により免疫力が高まります。母・兄妹と接することで猫としての社会性が身に付きます。	ワクチン（１回目）の接種時期
生後３ヶ月頃	そろそろ親から離しても大丈夫です。	ワクチン（２回目）の接種時期
生後４～５ヶ月	乳歯から永久歯に生え変わります。	不妊去勢手術に最適な時期
生後６ヶ月～	メスは最初の発情があり、オスは生殖能力が備わります。オスはメスの発情に誘われます。	メス猫は、出産可能に
生後１年～	大人の猫になります。人間では 20 才くらいです。	成長が止まる
生後７才～	老化が始まります。適正なエサを与えるなど、ケアをします。	発病しやすくなります。定期的な健康診断を。

寿命　野良猫は４～５年、飼い猫は 10～20 年といわれています。

繁殖　メス猫は１年に２～３回発情し、１回に４～８匹出産します。
猫は交尾の刺激で排卵するため妊娠率はほぼ 100%です。授乳中でも妊娠することがあり、また親子・兄妹間で繁殖することもあります。

習性

- ❖ 夜 行 性　昼間は休息し、夜間に活動が活発化します。
- ❖ 季節発情　メスは、ほぼ決まった時期に数回発情します。
- ❖ 縄張り争い　オスは縄張り意識が強く、メスの発情期にはオスの活動範囲が広がり、ケンカによる怪我や交通事故も多くなります。
- ❖ ト イ レ　乾いたやわらかい土、砂地を好みますが、アスファルト等の上に排泄する場合もあります。
- ❖ 爪 と ぎ　気分がリラックスしたり高揚したりしたとき、また、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られます。
- ❖ そ の 他　気まぐれで自立心が強い動物です。そして神経が繊細で、突然の大きな音や急な環境の変化を嫌います。

猫の被害を防ぐには…

猫が敷地内に入り込みフンや尿をするのは、その猫にとって快適な場所だからです。
環境を変えてみましょう。

- ❖ **忌 避 剤**　猫の嫌いな臭い（市販の忌避剤、コーヒーかす、かんきつ類の皮、木酢液他）をまく。猫は嗅覚が鋭いため効果的ですが、臭いに慣れるため時々種類を変えます。
- ❖ **構造物対策**　ネットや市販の猫よけグッズを使う。水（猫は水を嫌います）をまく。トゲのある植物を植える。
- ❖ **追い払う方法**　センサー付きブザーや超音波発生器を設置する。

※ひとつの対策で解決することはまれです。いろいろな方法を試してみましょう。
※埼玉県のホームページにも忌避方法が複数載っていますので、参考にしてみてください。

3 猫の適正な飼育

室内飼育をしましょう

猫は、環境が整えば室内だけで充分飼育できる動物です。室内外の出入りを自由にしていると外での行動がわからず、フン・尿による悪臭、鳴き声、車に上って傷を付けるなど、ご近所へ迷惑をかけることがあります。また、交通事故、感染症などの危険も多く、迷子になり野良猫になることもあります。猫の安全や近隣トラブルを防ぐためにも室内飼育をしましょう。

繁殖を希望しないときは、不妊去勢手術をしましょう

♂オスは・・・発情しない、妊娠させない、尿の臭いが薄くなりスプレー行為が減少、家出やケンカの減少、性格が温和になる。

♀メスは・・・発情しない、妊娠しない、発情期の異様な鳴き声がなくなる、メス特有の病気が防げる

一生飼い続ける責任を持ちましょう

飼う前に動物の習性を理解し、住居、飼育費用、病気になった場合の治療費、世話の時間など家族全員で十分に話し合いましょう。その上で飼える頭数を考慮し、最後まで責任を持って飼いましょう。いかなる事情が生じても捨てない決意が必要です。

身元の表示をしましょう

思わぬ脱走、災害時に備えて、名札・マイクロチップ等の装着が有効です。

健康管理をしましょう

毎日の世話を通して、動作、食欲、排泄物の状態などから体調に異常がないかよく観察をしましょう。また、猫がかかりやすい病気はワクチン接種で防げるものもあります。猫の健康状態を確認するためにも定期的な健康診断とワクチンの接種が大切です。

入手方法を検討しましょう

日本では毎年たくさんの猫が殺処分されています。ペットショップやブリーダーから購入する前に、埼玉県動物指導センター、動物愛護団体などに相談してみてください。インターネット上にも新しい飼い主を探している多くの猫がいます。あなたの力で救える命があります。

虐待は犯罪です（動物の愛護及び管理に関する法律より）

- ❖ 愛護動物を殺したり、傷つけた者は、５年以下の懲役又は500 万円以下の罰金に処されます。
- ❖ エサや水を与えず酷使させ、健康と安全を保つことが難しい場所におき衰弱させたり、飼養している動物の病気やケガを適切に処置しなかったり、フン尿を堆積し、又は、他の動物の死体が放置されたところで飼うことやその他の虐待を行った者は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処されます。
- ❖ 愛護動物を遺棄した者は、１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処されます。

4 人獣共通感染症

人獣共通感染症とは、人と動物に感染する共通な感染症です。感染している動物との直接接触や噛まれたり引っ掻かれたり、排泄物などから感染します。節度ある接し方をすれば、動物からの病気を防ぐことができます。

予防法

- フンや尿は早めに片付け、清潔な環境を保ちましょう。
- 口移しで食べ物を与える、食器を人と共有にするなど、過度な接触は避けましょう。
- 動物に触ったら、手を洗いましょう。
- 定期的な健康診断やワクチンの接種を受けましょう。また、異常が見受けられた場合は受診しましょう。

5 地域猫活動（野良猫から地域猫へ）

「動物が命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待しないようにするのみではなく、人と動物の共生に配慮する」という動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則に則り、野良猫対策の一手段として「地域猫活動」を推進します。

「地域猫活動」は地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアなどが、地域に住み着く野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

地域の住民、ボランティア、行政が協力しながら活動を進めていくことが重要です。

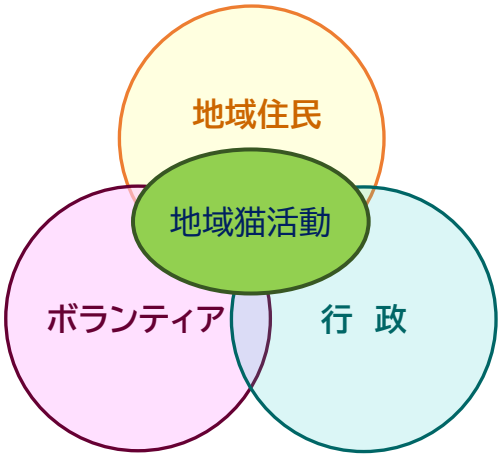

地域猫活動は、地域住民・自治会、ボランティア、行政が共同で取り組む活動です。

なぜ、エサを与えるだけの世話ではいけないの？

猫は１年に２～３回出産し１回に４～８匹の子を産み、その子猫たちはまた半年で子を産みます。「かわいいから」「かわいそうだから」という理由で１匹の猫を助けようとした行為が、１年で数十匹の集団を作ることになるかもしれません。

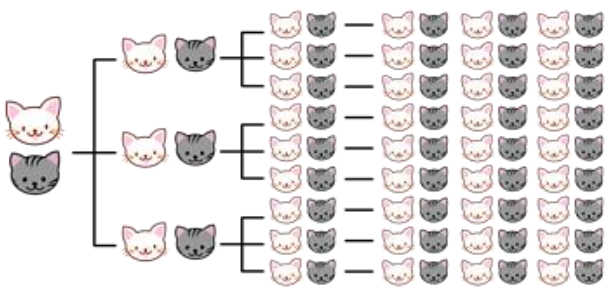

それぞれの役割について

地域住民（猫のお世話をしてくれる方）

活動地域にお住まいの方ができるだけグループで行動し、ボランティア団体及び自治会等の協力を得て活動します。

ボランティア

埼玉県地域猫活動実践ガイドブック及び本ガイドラインに基づき、地域の理解を得て、活動グループへの助言と協力を行い、捕獲器（トラップ）の貸し出し及び病院の紹介と送迎のお手伝いをします。

行政

ボランティア、地域住民及び自治会関係者との連絡調整を行い、埼玉県地域猫活動実践ガイドブック、本ガイドラインの普及啓発に取り組みます。

埼玉県は地域猫活動実践ガイドブックを発行しています。地域猫活動の参考にしてください。

地域猫活動の効果

- ❖ 不妊去勢手術を行うことにより繁殖を防ぐほか、発情による独特なメスの鳴き声やケンカがなくなり、尿の臭いも薄くなります。
- ❖ 適正な量のエサを決まった時間と場所で与え、残ったエサは散乱防止のため必ず片付けることにより、清潔な環境を保つことができます。
- ❖ トイレを設置することにより、近隣住民に対するフンや尿による被害が減ります。
- ❖ 野良猫が減り、猫の殺処分数が減少します。

TNRとは…

T（trap（トラップ）・捕獲）N（neuter（ニューター）・不妊去勢手術）R（return（リターン）・元の場所へ戻す）が地域猫活動の基本となり、野良猫を減らしていくための有効な手段です。不妊去勢手術済みの猫は、耳先をＶ字（さくらの花びらの形）にカットし、再捕獲・再手術を防ぎます。

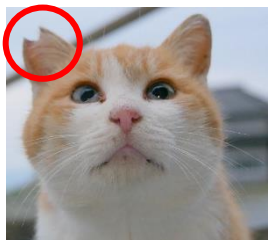

「さくらねこ無料不妊手術事業」への参加について

入間市では令和元年度より、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、住民やボランティアと協力しながら、飼い主のいない猫に不妊去勢手術をする取り組みを行っています。

飼い主のいない猫にエサを与えている人が、自らの責任において、近隣住民に十分に配慮した飼い主のいない猫の取扱い（時間を決めた給餌、トイレの設置・管理、周辺にしたフンの回収等）をすることが、無料不妊手術チケットをお配りする条件になります。

ご利用を希望する場合は、入間市生活環境課までご相談ください（チケットの利用状況等によっては、ご希望枚数をご用意できない場合があります）。

6 緊急・災害時対策

災害時においても飼育動物は飼い主の責任の下、飼育・管理することが必要となります。家族の一員である飼い猫のために安全に避難できるように日頃から準備しておきましょう。

- ５日分以上の保存ができるエサ、水、常用薬を日頃から準備しておきましょう。
- 飼い主が特定できるよう、名札・マイクロチップ等の二重の用意がいざというときに有効です。
- はぐれた場合を想定して、ペットと飼い主が一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に入れておくのも良いでしょう（飼い主確認のときに役立ちます）。
- ケージやキャリーバッグに入れることを嫌がらないようにしつけましょう。
- 動物と共に行動し、避難場所へ向かいましょう。ペットは避難所の居室には入れません。飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）等は、飼い主が持ちよるのが原則です。

困ったときの連絡先

猫が死んだら	入間市総合クリーンセンター ※持ち込みにより処理します（手数料が発生します）	TEL 04-2934-5546
虐待を見つけたら	埼玉県動物指導センター南支所 狭山警察署	TEL 048-855-0484 TEL 04-2953-0110
猫が迷子になったら	埼玉県動物指導センター南支所 迷子動物検索テレホンサービス 狭山警察署 （拾得物として保護される場合があります）	TEL 048-855-0484 TEL 048-824-2170 TEL 04-2953-0110
地域猫活動について	埼玉県保健医療部生活衛生課	TEL 048-830-3612
さくらねこチケットの利用について	入間市役所　生活環境課	TEL 04-2964-1111 （内線 4223・4224）

発行年月　令和3年3月
発　　行　入間市環境経済部生活環境課
住　　所　〒358-8511
　　入間市豊岡1－16－1
電　　話　04－2964－1111

巻 末 資 料

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）抜粋

（目的）

第１条　この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第２条　動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

２　何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第７条　動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

２　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

３　動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

５　動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

６　動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

（犬及び猫の繁殖制限）

第３７条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

（罰則）

第４４条　愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

２　愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

３　愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。